

保護者 様

医療機関において「インフルエンザ」と診断された場合は、法律の規定により出席停止となります。登園する際は、この治癒報告書を提出してください。

治療報告書は、医師の指示をうけて療養期間を確認し、保護者が記入してください。

「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準は、学校保健安全法施行規則により、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」と定められていて、保育園等もこれに準じています。

この用紙は保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

## 登園届

三京えのきこども園

榎田 加奈子園長 様

組

園児氏名

下記疾患は、治癒していることを報告します。

疾患名	インフルエンザ
発症日（熱が出た日）	年 月 日
受診した医療機関名	
医療機関受診日	
治癒の根拠（該当する番号に○）	1. 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過した （解熱日 月 日） ※「発症した後5日」は発症日を0日とし、翌日を1日とする 「解熱した後3日」は解熱日を0日とし、翌日を1日とする
	2. 医師の指示 （療養期間 年 月 日～ 年 月 日

令和 年 月 日より登園させます。

保護者氏名